

# 平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：公益法人行政担当室・公益認定等委員会事務局

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：15. 公益法人制度改革等

政策名	公益法人制度改革等の推進
基本目標	公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。
評価方式	実績評価方式

## 1 政策概要及び評価結果総論

### (1) 政策の背景・必要性

従来の公益法人（旧民法第 34 条に基づく社団及び財団）の制度については、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確、営利法人類似の法人が存続している等、主務官庁による許可主義（主務官庁制）に対する批判、指摘がなされてきた。

他方、公益法人は、民間非営利部門の代表的主体でもあり、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対する多様なサービスの提供が可能である。我が国の社会経済情勢が変化し、個人の価値観や社会のニーズが多様化している中では、民間非営利部門の活動の重要性は増大しつつある。

こうした諸問題に適切に対処する観点から、従来の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、明治 29 年の民法制定以来 110 年ぶりの制度改革<sup>1</sup>を実施したところである<sup>2</sup>。

制度改革により新たに誕生する公益社団・財団法人には、寄附税制を中心に抜本的に拡充された税制を活用して、企業や個人から寄附をより多く集めること等により、公益的な活動に必要な資源を確保し事業の拡大を図り、それぞれの創意工夫によりバラエティに富んだ公益的な活動が行われることが期待される<sup>3</sup>。

このような「民による公益の増進」を実現するためには、制度改革を着実に推進し、新制度への円滑な移行（新たに設立された一般社団・財団法人による公益認定の取得も含む。）を確保するとともに、公益社団・財団法人等<sup>4</sup>の監督を適時・適切に実施することが必要である。

### (2) 根拠法令等

◆公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

### (3) 評価対象施策

①公益法人制度改革等の推進

<sup>1</sup> 新たな公益法人制度の概要（概念図：資料 1）

\* 法人格の取得と公益性の判断を分離し、一般社団・財団法人の制度を創設

→ 公益性の有無にかかわらず、準則主義により簡便に法人格を取得することが可能に

\* 公益性の認定基準を明確に法定

→ 基準を満たす一般社団・財団法人は申請（公益認定の申請）により公益社団・財団法人としての認定を受けることが可能

\* 従来の公益法人は、新制度施行後の移行期間（平成 20 年 12 月 1 日から 5 年間）中に公益社団・財団法人への移行（移行認定）か、一般社団・財団法人への移行（移行認可）を選択し、申請を行う必要

\* これらの申請に対する処分及び公益社団・財団法人等への監督は、民間有識者からなる合議制機関（国：公益認定等委員会）の判断に基づき、内閣総理大臣（公益法人行政担当室）又は都道府県知事が一元的に行う。

<sup>2</sup> 公益法人制度改革の基本的枠組み（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定：資料 2）

<sup>3</sup> 新しい公益法人制度の施行に当たっての談話（平成 20 年 11 月 27 日 公益認定等委員会委員長談話：資料 3）

<sup>4</sup> 公益社団・財団法人及び移行法人（公益目的支出計画実施期間中の一般社団・財団法人。整備法 123 条 1 項）をいう。以下同じ。

#### (4) 評価結果総論

##### ○施策評価結果一覧

S	A	B	C	未集計等
0	1 ①	0	0	0

##### ○総合的評価

新制度への円滑な移行及び関係行政部局との連携、透明性の高い制度運営のための迅速・丁寧な広報の実施、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施については、概ね目標を達成することができた。

P I C T I Sの管理・運営については、新制度の施行から現時点（平成 22 年 6 月末）までの申請件数に占める電子申請の割合は国・地方を通じて 96.8%となっており、政府全体を通じた電子申請の利用率の目標<sup>5</sup>を大いに上回っており、申請者等利用者の利便性の向上・行政の効率化の確保という所期の目標を達成できた。

以上のことから、平成 21 年度においては、公益法人制度改革等の施策を推進してきた結果、「民による公益の増進」の実現という政策目標の達成に向け、着実な進展があったと言える。

#### (5) 政策全体の課題と今後の取組方針

来年度以降についても、申請件数の着実な増加が予想され、公益認定等の事務の円滑な実施が不可欠である。そのためには、これまでの実施してきた窓口相談や講師派遣に加え、外部人材による相談会を活用した法人関係者からの相談への対応、関係行政機関との連携確保、ホームページなどの各種媒体による迅速・丁寧な広報の実施、P I C T I Sの安定的な管理・運営の確保といった取組は今後も継続していく必要がある。

また、今後は、申請の着実な増加に伴い、公益社団・財団法人等の監督も本格化し、特に移行期間後半においては審査事務と監督事務の輻輳が懸念されるため、事務負担の軽減・業務の効率化に係る取組を講じながらも、審査及び監督業務に係る体制の充実・強化を検討していく必要がある。

以上のほか、新制度への円滑な移行においては、所管官庁による特例民法法人の監督が適切になされる必要があるため、諸般の取組を通じ当該事務の統一性・整合性の確保を図っていく必要がある。

<sup>5</sup> IT 新改革戦略（平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部）によれば、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とすることを目標としている。

## 2 各施策の概要及び評価結果

### (1) 公益法人制度改革等の推進〔公益認定等委員会事務局総務課〕

#### ア 施策の概要

- ・新しい公益法人制度への円滑な移行と関係行政部局との連携

平成 20 年 12 月 1 日に新しい公益法人制度が施行されて以降、平成 20 年度においては全国の移行認定・移行認可・公益認定申請は、97 件であったが、平成 21 年度においては、565 件の申請があり今後も申請の増加が予想される。そういった中で、新制度への円滑な移行を確保するためには、法人関係者からの相談への対応、新制度の内容や申請手続の普及啓発が必要かつ有効である。

- ・透明性の高い制度運営のための迅速かつ丁寧な広報の実施

平成 21 年度においては、都道府県担当者や法人関係者の参考となる申請の手引きやFAQ（よくある質問）の改定などに取り組んできたところである。またニュースレター「委員会だより」を 2 回発行し、特例民法法人あてに直接メールで配信し、申請書の作成に有効な情報等を提供してきた。これらの改定や「委員会だより」については随時迅速にホームページに反映し、新着情報として分かりやすい状態で掲載し、法人関係者にとって容易にアクセスが可能で、平成 21 年度については月平均 20 万 6 千件のアクセスを得ており、従来の公益法人が 2 万 5 千程度（1 法人あたり月平均 10 回程度アクセスしている）であることから、有効な情報伝達手段と考えられる。

- ・申請者等利用者の利便性、行政の効率化を図るための公益認定等総合情報システム運営・管理

P I C T I S は、公益認定等の業務の遂行の基盤となる、国・都道府県共通のシステムであり、平成 20 年 11 月から運用を開始している（概念図：資料 4）。このシステムは、申請者にとっては、簡易な手続<sup>6</sup>での電子申請が可能となるとともに、その他利用者にとっても、インターネットを経由して迅速かつ容易な情報入手が可能となっている。

- ・公益社団法人・公益財団法人、移行法人の監督を適時・適切に実施

内閣府においては、現時点（平成 22 年 6 月末時点）までに 406 件の公益認定等に係る処分を実施しており、今後は、公益法人及び特例民法法人から移行した一般法人に対する監督業務が本格的に開始されることとなる。

- ・特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整の適切な実施

特例民法法人（従来の公益法人）に対する所管官庁（各府省・都道府県）による指導監督については、「指導監督基準」<sup>7</sup>等により、内閣府（大臣官房公益法人行政担当室）において、各所管官庁が行う事務の調整を図っている。

（単位：百万円）

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	34	377	98

<sup>6</sup> 申請書には財務・会計事項の記入事項が数多くあるが、電子申請を活用することにより、関連する記入欄への自動転記・自動計算が可能となり、紙申請に比べて手続負担が大いに軽減される。また、電子署名・電子認証書による本人確認は不要であり、手数料も一切かからない。

<sup>7</sup> 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）。

※公益認定等委員会等運営経費（委員会等運営経費、事務室等借料）を除く額。

## イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
国、都道府県における相談窓口等を通じた法人等からの相談への適切な対応	目標値	—	対応状況から判断	適切な実施	
	実績値	—	適切に対応	適切に対応	達成できた (A)
都道府県向け説明会等を通じた行政庁間の連携確保	目標値	—	100%	1回以上説明会を開催	達成できた (A)
	実績値	—	100%	2回の説明会及びブロック会議の開催	
公益認定等の事務の円滑な実施	目標値	—	事務処理状況から判断	円滑な事務処理の実施	達成できた (A)
	実績値	—	円滑に実施	円滑に実施	
法人関係者向け説明資料を新たに作成等した場合の公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率	目標値	—	100%	100%	達成できた (A)
	実績値	—	100%	100%	
HPに掲載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	目標値	—	追加・更新状況から判断	適確な実施	達成できた (A)
	実績値	—	速やかに追加・更新	速やかに追加・更新	
申請における電子申請の利用の割合	目標値	—	—	50%以上	目標以上の成果を達成できた (S)
	実績値	—		96.8%	
監督の実施状況	目標値	—	実施状況から判断	適確な実施	達成できなかった (C)
	実績値	—	未実施	未実施	
特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	目標値	—	実施状況から判断	適確な実施	達成できた (A)
	実績値	—	実施した	実施した	

## ウ 目標の達成状況の分析

### <有効性>

相談窓口での対応などにより、申請手続き等を説明し、また、ホームページを通じた迅速・丁寧な情報周知に取り組んだ結果、相談窓口で相談を受けた688法人のうち85法人が申請を行っており、これらの取り組みが有効であったと言える。申請の増加や都道府県向け説明会及び法人関係者向け説明会における説明資料の配布等を通じて情報周知が進んだことで、ホームページへの閲覧も月平均20万6千件に達しており有効な情報伝達手段となっている。

その他、P I C T I Sの安定的な管理・運営により、法人の申請手続きの負担軽減に寄与してきたところ、国・地方を通じて申請に占める電子申請の割合が96.8%（平成22年

6月末時点)に達し、利便性の向上において有効であったと言える。

また、特例民法法人の現状を把握するために平成20年度特例民法法人に関する概況調査等を実施し、その結果について平成21年度特例民法法人に関する年次報告として取りまとめており、これらの取組が有効だったと言える。

なお、監督の実施状況については、平成20年度中に新公益法人となった法人がなかったため、21年度においては実施しなかった。

### <効率性>

相談窓口等を通じた相談対応、研修会等への講師派遣やP I C T I Sの管理・運営において、ホームページを通じた迅速・丁寧な情報周知より、申請を検討している法人関係者に新制度の内容や申請手続に関して浸透したことで、行政事務の効率化が図られ、その結果、制度発足から1年間で申請を受け付けたものについての平均審査期間が209日程度(平成22年6月末時点)であったのに対して、それ以降(平成21年12月以降)に申請を受け付けたものについては、115日程度(平成22年6月末時点)と迅速化しており、効果的な業務運営が進められてきていると考えられる。

## エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・公益法人制度改革等の推進 ・審査に係る期間の短縮、申請の促進、それに伴う大幅な申請件数の増加への対応 ・「新しい公共」円卓会議における政府の対応として、審査機関を原則として4ヶ月以内とすることとされている	予算要求	現行予算を継続 <平成23年度概算要求 97百万円> (平成22年度予算 129百万円)
	事務の改善等	・事前相談の拡充、外部人材を活用した相談会、事務作業の見直し、P I C T I Sの活用等により、極力、業務負担の軽減とともに審査の迅速化を図る

## オ 有識者の意見等

有識者からの意見は特段聴取していない。

### (参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第162回国会施政方針演説	平成18年1月20日	公益法人制度については、明治以来100年ぶりに抜本的な見直しを行い、役所の許可を廃止し登記による設立に改めることなどを内容とする法案を国会に提出します。
行政改革の重要方針	平成17年12月24日閣議決定	公益法人制度改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。 また、その具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。

### (参考2) 文献及びデータ等

- ・公益法人制度改革の基本的枠組み(平成16年12月24日閣議決定:資料1)
- ・行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

- ・パンフレット「民による公益の増進を目指して」（平成20年5月刊）
- ・監督の基本的考え方（平成20年11月21日内閣府：資料5）
- ・新しい公益法人制度の施行に当たっての談話  
（平成20年11月27日 公益認定等委員会委員長談話：資料3）

**（参考3）測定指標の設定の考え方**

	測定指標	設定の考え方
(1)	国、都道府県における相談窓口等を通じた法人等からの相談への適切な対応	新制度への円滑な移行のためには、法人からの相談体制の確立が必要であることを踏まえ設定した。
	都道府県向け説明会等を通じた行政庁間の連携確保	新制度への円滑な移行のためには、移行期間は、所管官庁（各府省・都道府県）から法人に対する情報提供を重点的に実施する必要があることを踏まえ設定した。
	公益認定等の事務の円滑な実施	新制度への移行が円滑に行われることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。
	法人関係者向け説明資料を新たに作成等した場合の公益法人所管行政部局担当者、所管法人への配布又は周知の比率	新制度への円滑な移行のためには、改革の趣旨を法人関係者及び関係行政機関すべてに周知することが重要であることを踏まえ設定した。
	HPに掲載すべき広報関係情報がある場合の速やかなHPへの情報の追加・更新	国民に開かれた、透明性の高い行政運営を行っていく観点からは、速やかな情報提供を行う必要があることを踏まえ設定した。
	申請における電子申請の利用の割合	申請者等利用者の利便性の向上の観点からは、システムへのアクセスを維持・向上する必要があることを踏まえ設定した。
	監督の実施状況	公益社団・財団法人等への監督が適時・適切に実施されることは、改革の目的である「民による公益の増進」の実現に向けての重要な目標であることを踏まえ設定した。
	特例民法法人の現状を把握するための各種の調査等の実施	新制度への円滑な移行のためには、特例民法法人の実態の把握を通じ所管官庁による指導監督が適切になされる必要があることを踏まえ設定した。